平成２１年（フ）第５０５号
香川県高松市室町1891番地４
債務者　奈良　育代（旧姓猪熊）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５９７号
香川県高松市福岡町２丁目13番18号
債務者　藤本フサ子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２２号
香川県高松市一宮町1170番地38
債務者　宮武　貞光
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第６９２号
長崎県長崎市宿町697番地３
債務者　松尾　順子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１号
長崎県長崎市畝刈町1613番地31　県営住宅三重第３団地Ａ棟301号
債務者　市川八重子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２５９号
長崎県諫早市城見町50番11号、前住所長崎県諫早市多良見町木床868番地
債務者　峯　　武彦
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２６１号
長崎県大村市竹松本町666番地17
債務者　山口ジュン子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第５号
長崎県大村市植松１丁目206番地２、前住所長崎県大村市協和町703番地６
債務者　村上　健二
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第６号
長崎県大村市植松３丁目840番地　市営植松アパートＡ棟204号
債務者　本山惠美子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第７号
長崎県諫早市福田町46番41号、前住所長崎県諫早市小長井町小川原浦740番地１
債務者　中村　裕子（旧姓川﨑）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第９号
長崎県大村市諏訪２丁目499番地１　オーケイハイツ302
債務者　藤井　浩美
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
長崎県諫早市小川町381番地　市住Ｅ棟401号、前住所長崎県西彼杵郡時津町日並郷3645番地　明月荘403
債務者　塩﨑　　悟
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
長崎県大村市桜馬場１丁目420番地４、前住所長崎県大村市坂口町516番地（大塚貸家Ｂ号）
債務者　大久保伸也
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
長崎県大村市宮小路１丁目350番地、前住所福岡市中央区春吉３丁目15番15―311号
債務者　島田　　梢
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
長崎県諫早市宗方町195番地10、前住所長崎県諫早市福田町2730番地１
債務者　立山　真美（旧姓山村）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
長崎県諫早市久山町1706番地２、前住所千葉県市原市瀬又513番地６
債務者　坂井京子こと　李　　**俌炅**
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２６１号
長野県木曽郡木祖村大字薮原1284番地
債務者　上村　章子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
長野地方裁判所松本支部